令和８年（再イ）第１６号
鹿児島県姶良市宮島町５番地12　セジュールひまわり102号（前住所）鹿児島県姶良市池島町８番地18
再生債務者　山下　文子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
鹿児島県姶良市西餅田82番地６
再生債務者　松久保　昇吾
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月30日まで
令和８年11月２日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第１８号
青森県八戸市類家一丁目８番３号　ホワイトレジデンス八戸414号
再生債務者　石戸谷美奈子（旧姓鈴木）
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年12月７日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年12月７日まで
令和８年11月２日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

令和８年（再イ）第３号
兵庫県加東市南山３丁目４番地１
再生債務者　廣川健太郎
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　令和８年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
令和８年11月２日　神戸地方裁判所社支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第２１号
栃木県栃木市都賀町平川607番地９
再生債務者　熊倉　有二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月30日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第１６号
埼玉県草加市谷塚１丁目10番８―605号
再生債務者　石川　一博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月30日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第５７号
仙台市若林区二軒茶屋17番18―303号（従前の住所）千葉県野田市堤台602番地の４イーストエリカーナ202
再生債務者　遠藤　英人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第５号
山形県西置賜郡小国町幸町９―11　コーポＡＳＡＨＩ　Ｅ棟　102号室
再生債務者　吉川　隆之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第１７号
群馬県伊勢崎市境下武士383番地２
再生債務者　石井　誠一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年11月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第３号
長野県安曇野市穂高6780番地９
再生債務者　河合　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月17日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（再ロ）第１２号
東京都八王子市川町600番地19
再生債務者　中村　智成
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月14日から令和９年１月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第１号
島根県浜田市長沢町1525番地５
再生債務者　大屋　貴泰
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
松江地方裁判所浜田支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第２号
神奈川県横須賀市長坂３丁目24番22号
申立人　関澤　紘一
住所・居所　不明
（最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　正雄
住所・居所　不明
（最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　克巳
住所・居所　不明
（国籍喪失前の最後の本籍）東京都品川区上大崎１丁目478番地
所在等不明共有者　亡岸清相続人　岸　和
届出期間満了日　令和９年２月26日
令和８年10月27日
横浜地方裁判所横須賀支部

（別紙）　物　件　目　録
1　所在　横須賀市長坂３丁目
地番　790番51
地目　宅地
地積　289．78平方メートル
所在等不明共有者岸正雄の持分652分の１
所在等不明共有者岸克巳の持分652分の１
所在等不明共有者岸和の持分652分の１
2　所在　横須賀市長坂３丁目790番地51
家屋番号　790番51
種類　機械室
構造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　34．33平方メートル
所在等不明共有者岸正雄の持分652分の１
所在等不明共有者岸克巳の持分652分の１
所在等不明共有者岸和の持分652分の１